



きっかけは訪問購入！？ ～犯罪まがいのトラブルにご注意を！～

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、「訪問購入」の相談が増えています。中には、「一人で居る時に突然訪問を受け、目を離した際に大事にしていた貴金属を持ち去られた」などといった、きっかけは訪問購入に見える犯罪まがいの深刻なトラブル事例も寄せられています。

貴金属はないですか？



【事例】

購入業者から「不用品を買い取り貧しい国に寄付する」と電話があった。何でも買い取ると言われたのと、人の役に立つならと思い、訪問を了承し、不要な衣類やネックレス数点を数千円で買い取ってもらった。その際業者に「貴金属を見せてほしい」と言われたので、大切にしているダイヤ付きの金の指輪を見せたが売らなかった。業者が帰った後にその指輪がないことに気づいた。業者に盗まれたと思う。

アドバイス

- ・購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾せず、訪問を承諾する場合も、一人では対応しないようにしましょう。
- ・購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。突然訪問して来ても家に入れないようにしましょう。
- ・購入業者は消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない物品の売却を迫られても、きっぱり断りましょう。また、売るつもりのない貴金属などは購入業者に見せないようにしましょう。
- ・売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認しましょう。
- ・訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができます。トラブルの未然防止のため、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むことも1つの方法です。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)